意見広告

求む！軍備なき「備え」

あなたは、見過ごすの？
戦争をするための有事法を
あなたは、従うの？
戦争に協力する有事（戦争）法に
あなたは行くの？
人を殺し、殺される戦場へ
そのかげで核兵器や戦闘機…
戦争で儲けようとする人がいるのに。

私は生かしたい！　日本の平和憲法を
私は拒否する！　このせのいかなる戦争も
私は知っている　戦争は人間が起こすものだと
私は気づいている　武力で得られる平和はにせものだと
「備えあれば憂いなし」なんて小泉首相は言うけれど
私は選ぶ！　ヒロシマが誓う　平和への備え

ウザイ　作：クミ

ご賛同の皆さま

dreamer　足立修一　有満ヂカ子
SALSA-JOE　足立満樹子　有満正輝
虚空今子　安達由紀　有村文江
相田裕美　厚林伸治　安藤桂子
会田恵子　安部栄子　安藤勇江
相原和香　阿部悦子　安野次子
青木彩夫　阿部和幸　飯窪美和子
青木宏生　阿部知恵　飯田　新
青山伸治　阿部紀雄　飯田綾子
青山純江　阿部政美　井江ミサ子
赤木弘子　阿部純子　五十嵐暁子
赤羽智喜敦也　阿部千尋　池内光雄
秋光照恵　阿部知子　池上文夫
秋山洋子　天野五郎　池谷　真
旭兄弟　アマノヒロシ　池田洋子
浅井美智子　天野文子　池松綾子
浅井芳美　天野八重　石井出かず子
浅賀さみ江　新井　晃　石井由紀子
浅川　保　新井愛子　石井幸恵
朝川美子　新井和子　石井ゆき子
浅川洋子　荒川純太郎　石川浩子
浅尾敏昭　荒川崇雄江　石川浩子
麻村恭美　荒川康世　石田　修
麻村香織　荒木健次　石口泰一
麻村真知子　新谷義信　石口伸郎
東　陽照　有賀由紀子　石黒ひかり
阿曽のぶ子　有田　聡　石田浩樹
安島純代　有地優夫　石田弥生
石田佳代
石原　潤
石原　薫
石原成彦
石橋　学
石橋　等
石橋　誠
石橋恵美
石橋貴明
石橋秀雄
石橋正次
石橋多聞
石橋　等
石原　潤
石原成彦
石原　薫
石原　学
石原　等
石原　潤
石橋　誠
石橋恵美
石橋貴明
石橋秀雄
石橋正次
石橋多聞
石橋　等
石原　潤
石原成彦
石原　薫
石原　学
石原　等
石原　潤
石橋　誠
石橋恵美
石橋貴明
石橋秀雄
石橋正次
石橋多聞
石橋　等
石原　潤
石原成彦
石原　薫
石原　学
石原　等
石原　潤
石橋　誠
石橋恵美
石橋貴明
石橋秀雄
石橋正次
石橋多聞
石橋　等
石原　潤
石原成彦
石原　薫
石原　学
石原　等
石原　潤
石橋　誠
石橋恵美
石橋貴明
石橋秀雄
石橋正次
石橋多聞
石橋　等
石原　潤
石原成彦
石原　薫
石原　学
石原　等
石原　潤
石橋　誠
石橋恵美
石橋貴明
石橋秀雄
石橋正次
石橋多聞
石橋　等
石原　潤
石原成彦
石原　薫

日本国憲法　第2章　戦争の放棄　第9条

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

The Constitution of Japan
CHAPTER II. RENUNCIATION OF WAR Article 9.

Aspiring sincerely to an international peace based on justice and order, the Japanese people forever renounce war as a sovereign right of the nation and the threat or use of force as means of settling international disputes.

In order to accomplish the aim of the preceding paragraph, land, sea, and air forces as well as other war potential will never be maintained.The right of belligerency of the state will not be recognized.

第九条は、40カ国語以上に訳されています。21世紀の世界の指針です。

제二장 전쟁의 포기

제九조 일본국민은 정의와 질서를 바탕으로 하는 국제평화를 진심으로 희구(希求)하며, 국권(國權)의 발동(發動)에 의한 전쟁과, 국제분쟁을 해결하기 위한 수단으로서의, 무력에 의한 위협 또는 무력의 행사를 포기한다.

전항의 목적을 달성하기 위하여, 육(陸)·해(海)·공군(空軍), 그리고 그외의 어떠한 전력(戰力)도 보유하지 않는다. 국가의 교전권(交戰權)도 인정하지 않는다.

日本国宪法

第二章　放弃战争　第九条

日本国民衷心谋求基于正义与秩序的国际和平，永远放弃以国权发动的战争、武力威胁或行使武力作为解决国际争端的手段。

为达到前项目的，不拥有陆海空军及其他战争力量，不承认国家的交战权。

再びアジアの人々に銃を向けさせまい！

●第九条の会ヒロシマ
代　表　岡本 三夫(広島修道大学教授)
〒734-0015　広島市南区宇品御幸1-9-26-413
tel/fax　082-255-6580
http://www.jca.apc.org/~fujii/index.htm
E-mail:fujii@jca.apc.org

この意見広告は、多くの方々からの賛同で掲載することができました。引き続き賛同をお願いします。▶ 郵便振替01390・5・53097（第九条の会ヒロシマ）

2002年朝日新聞　広島県（全15段）朝日東京都心版西部版（5段）